

第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議 提言の概要

目的等

- 規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)等を踏まえ、交通安全の確保に配慮しつつ、主として、第二種免許の受験資格の見直しの適否等に焦点を当てて、幅広い観点から第二種免許制度の今後の在り方について検討。
- 平成30年度内に6回にわたる会合を開催。検討に当たっては、関係団体等から意見聴取等を実施したほか、第二種免許の取得前及び取得後にどのような安全対策を講ずることが可能かなど、総合的な検討を実施。
※ 交通事故・違反分析、バス・タクシー業界へのヒアリング、交通事故被害者遺族との意見交換、海外制度との比較等を実施。

検討結果(今後の方向性)

第二種免許取得前及び取得後の双方において適切な安全対策を講ずることができる場合には、受験資格を特例的に引き下げることを認める方向性が適当ではないか。

第二種免許取得前の安全対策

- 経験年数要件及び年齢要件を特例的に引き下げるためには、一定の教育が必要であると考えます。
- 年齢要件を特例的に引き下げることについては、自己制御能力を養成するための一定の教育を受ける必要がある。その教育の内容は、運転適性検査等を活用し、自己の心理的特性を自覚した上での運転行動を促すこと等を、双方向型教育を通じて理解させるようなものを含めたものとすべきであり、今後、一定の教育効果の検証が必要である。

第二種免許取得後の安全対策

- 特例を受けて第二種免許を早期に取得した者に対しては、高度の運転技能等が早期に定着するような自主的な努力を促すため、初心運転者期間類似の制度を導入し、旅客自動車の運転経験を積み重ねていく中で、旅客自動車の運転者としての自覚を促すとともに、旅客自動車の運転者に求められる高度の運転技能等を早期に定着させる。
- 特例を受けて第二種免許を早期に取得した者に対する事業者における初任運転者教育についても、必要な措置を講ずることについて検討することが望ましい。

今後の検討課題

- 年齢要件を特例的に引き下げることの適否については、今後、教育の効果について一定の検証(注:平成31年度に調査研究を実施予定)を行った上で、受験資格全体の在り方を含め最終的に検討すべき。また、旅客自動車教習所の目的を再整理し、教習内容及び教習指導員の能力の向上についても検討すべき。
- 初心運転者期間類似の制度の具体的な内容について、今後検討すべき。
- 関係機関等において旅客自動車運送事業者に対する安全対策について検討し、業界において運転者の確保に向けた取組等について検討すべき。